現行条例の概要と現状

全国に先駆けた条例制定

高齢者、障害者等がいきいきと生活できる福祉のまちづくりの推進を図るため、全国に先駆け、 平成4年に「福祉のまちづくり条例」を制定 本県の制定以降、現在すべての都道府県が同種 の条例を制定

バリアフリー整備基準

施設新築等を行う場合に適合させるべきバリア フリー整備基準を、用途、規模毎に設定

《特定施設:H4~》

社会福祉・医療・教育文化施設、官公庁、100 ㎡以上 の店舗、21 戸以上の共同住宅、3000 ㎡以上の事務所 等は、整備基準を遵守しなければならない。

《小規模購買施設;H14~》

100 ㎡以下の店舗・飲食店等は、整備基準に適合するよう努めなければならない。

《住 宅:H8~》

全ての住宅は整備基準に適合するよう努めなければならない。

通 路:視覚障害者用誘導ブロックの設置、段差解消等

上 出入口:幅員の確保等 廊 下:幅員の確保等

便 所:車いすで利用できる便房の設置等

駐車場:車いす利用者区画の設置等

事業者の理解・協力を前提とした指導

本条例では罰則による強制力を持たず、事業者の理解と協力を前提として、比較的高水準の整備を指導

現在、完了届提出、適合証発行の割合は低調な状況(整備基準遵守の指導に限界)

福祉のまちづくり基本方針の策定

福祉のまちづくりの総合的な推進を図るため、 県、市町、県民及び事業者が今後具体的に取り 組むべき指針

福祉のまちづくり条例第7条の規定に基づき、 平成6年に策定

条例改正の背景

平成4年の条例制定以降、整備基準を適宣改正してきたが、社会状況の変化や新たなまちづくり関連施策の展開を受け、抜本的な条例改正が必要

高齢化の急速な進行

・兵庫県の高齢化率:14.1%(H7) 21.2%(H20)

震災を契機とした成熟社会のまちづくりの推進

・まちづくり基本条例の制定、まちづくり基本方 針の策定(H11)

参画と協働の一層の推進

・県民の参画と協働の推進に関する条例(H14)

ユニバーサル社会づくりの推進

・ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針の策 定(H17)

国における法整備の進展

・ハートビル法(H6)、交通バリアフリー法(H12)、 バリアフリー新法(H18)の制定

条例改正、基本方針の見直し

改正・見直しにおいて充実・補完すべきポイント

新たなまちづくり関連施策の視点の導入

・条例制定後のまちづくり基本条例、参画と協働条例、ユニバーサル社会づくり総合指針など、 新たなまちづくり関連施策と整合させ、それら の視点を導入することが必要

より一層のバリアフリー整備の推進

・高齢化の急速な進行、ユニバーサル社会づくり の推進等に対応し、バリアフリー整備の一層の 実効性向上、レベルアップを図ることが必要

国における法整備との整合

・国における法整備の進展により生じている、条例・法の手続きの重複、整備基準の相違等を整理するとともに、条例・法の関係性を明確にすることが必要

条例改正の方向性(案)

以下の視点を踏まえた改正により、社会状況の変化等に適切に対応した条例として内容の充実を図る。

社会環境の変化への対応

成熟社会のまちづくりの推進の一環として、条例に「ユニバーサル社会づくり」 「参画と協働のまちづくり」の視点を導入

- 「ユニバーサル社会づくり」の視点を導入
- ・高齢者、障害者のみならず、妊婦、乳幼児を同伴する人、外国人等を含めた全ての人を条例の対象者とすることを明確にし、それに対応した福祉のまちづくり基本方針、整備基準を検討
- 「参画と協働のまちづくり」の視点を導入
- ・まちづくりや施設のバリアフリー整備において、障害者等が意見を述べる 機会を確保するなどの参画システムの導入を検討 条例名称の検討
- ・条例の名称として「福祉のまちづくり」が引き続きふさわしいかを検討

整備基準遵守の実効性の向上

整備基準適合の実効性向上のため、遵守(努力)義務から適合義務へ強化 バリアフリー法の委任条例化

・バリアフリー法の委任規定を設けることにより、整備基準に強制力を持たせる (適合義務化)ことを検討

適合義務化範囲の検討

・適合義務化する範囲及び遵守(努力)義務として残す範囲(用途、規模、 基準)については慎重な検討が必要

整備基準のレベルアップ

ユニバーサル社会の実現に向け、整備基準のレベルアップ・充実 新たな対象施設、整備基準の追加

- ・グループホーム等を対象施設に追加
- ・聴覚、視覚障害者の必要とする設備(文字情報、音声案内等)等を整備基準に追加

整備基準の適用面積等の引き下げ

・エレベーター、車いす使用者用トイレ、車いす使用者駐車場等

手続き等の合理化・明確化

届出・審査を合理化するとともに、整備基準の内容、表現をわかりやすく整理 条例と法の関係整理

- ・現在、重複している条例手続きと法手続きの整理、合理化を検討 明確でわかりやすい整備基準
- ・整備基準をわかりやすく明確な内容・表現に改めることを検討